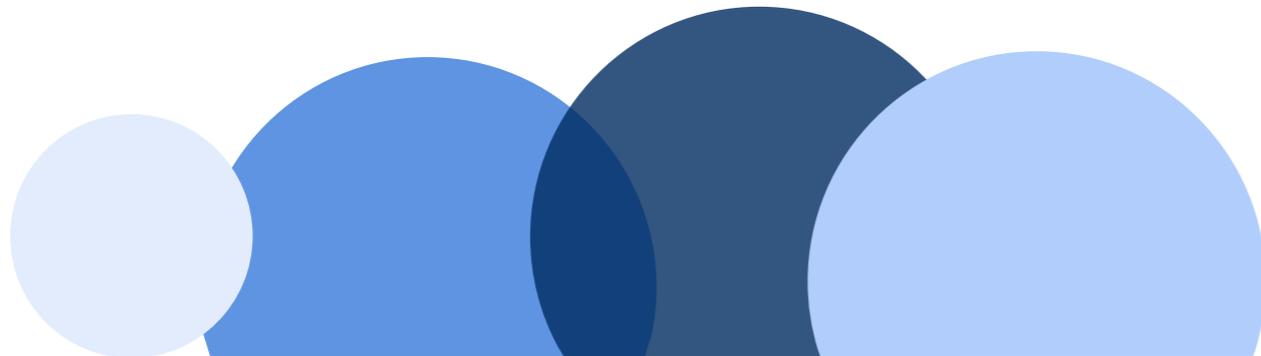
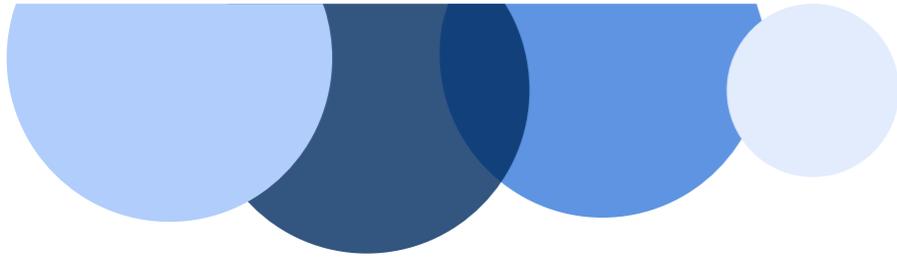


4. 健康危機管理(災害・感染症)

# 受援方針の判断と指揮調整①

---





## 本講義の狙い

- 平時からの受援体制整備の必要性を理解できる
- 健康危機時(自然災害)に適した活動体制の整備方法について説明できる

# 本講義の内容

---

- 受援体制に関連する用語の定義 ————— 4
- 災害時の短期応援における要請や受入れに係る心構え ————— 5
- 応援の種類 ————— 6
- 受援の流れ ————— 8
- 受援体制の整備(平時の準備) ————— 9
- 本講義のまとめ ————— 14

# 受援に関連する用語の定義

- 本講義では、自然災害に関連する受援を主に取り扱う。

## 受援

### 本来の定義

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること

### 本講義の定義

被災自治体において、応援派遣者を受け入れ、協働して、被災市町村及び保健所における公衆衛生活動を推進すること

## 受援力

被災主体が、支援を的確に要請し、迅速に受け入れ、適切に配分し、有効に災害対応を行う能力

# 災害時の短期応援における要請や受入れに係る心構え

## 躊躇ない応援の要請

- 被災市町村の職員だけで災害対応を行うことは困難であり、被災市町村の職員に過度な負担を強いることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく『躊躇ない応援の要請』を行うことが重要である。

## 災害マネジメントの重要性

- 災害対応ノウハウのある都道府県職員や総括支援チームの派遣をいち早く要請し、助言・指導を受けながら対応することが重要である。

## 応援職員等の受入れと 管理・配置調整

- 受援対象業務をあらかじめ選定しておく。
- 災害時には、市町村全体の受援の窓口と各受援対象業務における受援担当者が、受入れに関する庁内調整、とりまとめ、業務の進捗状況を把握するための調整会議などを開催することが重要である。

## 業務を任せきりにしない (自らの判断による災害対応の実施)

- 応援職員等に業務を任せきりにしない。業務の意思決定者は原則、被災市町村である。
- 応援職員等が撤収するまでに、業務の引継ぎによって知見の継承をしておくことが重要である。例えば、受援側と応援職員等とがパートナーになって共に業務を行うなど、経験を共有する体制が重要である。

## 応援には終わりがある

- 短期応援の職員等にいつまでも頼ることなく、被災地の行政職員や事業者等で対応できるよう体制を整えていく努力も求められる。
- 応援職員等がいる期間内に多くの人手を要する業務が終了できるようにするなど、応援期間の終了時期を見据えて業務の見通しを立てていくことが重要である。

# 応援の種類(1/2)

- 人的支援の基本的な枠組み
- 自治体職員で構成される災害支援チーム(例)

名称	主な活動内容
DHEAT 災害時健康危機管理支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能などを支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員等により構成されるチーム。</li> <li>● 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県等の保健所等を支援する。</li> </ul>
保健師等チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健師及びその他の専門職、業務調整員から構成される。1班あたり3～4名を基本とする。</li> <li>● 被災都道府県からの要請に基づき、被災地都道府県以外の都道府県から、保健師等チームを派遣する。活動期間は一週間程度を標準とし、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等を行う。</li> </ul>

出所)

内閣府(防災)市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きをもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

厚生労働省 令和5年3月28日 災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正(DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用)についてをもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアル災害対応力向上のための自治体保健師による自立的ハイブリッド研修方法の開発 教材2 災害支援の基本 災害対応に関わる根拠法令・災害時保健医療体制(令和5年10月作成)をもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

厚生労働省 災害時の保健師等広域応援派遣調整要領をもとに作成(閲覧日:2024/12/05)

# 応援の種類(2/2)

- 人的支援の基本的な枠組み
- 保健医療福祉に関する災害専門支援チーム(例)

名称	主な活動内容
DMAT 災害派遣医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働省所掌の医師、看護師、業務調整員で構成されるチーム。事務局は、独立行政法人国立病院機構本部。</li> <li>● 被災地に迅速に駆けつけ急性期(概ね48時間以内)に救急医療をはじめとした病院の医療行為や被災地の外に搬送する広域医療搬送を支援する。</li> </ul>
JMAT 日本医師会災害医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本医師会所掌の都道府県医師会毎でのチームを編成。被災地の医師会からの要請に基づいて派遣を行う。</li> <li>● 避難所等における医療、健康管理活動を中心として、主に災害急性期以降を担う。</li> </ul>
DPAT 災害派遣精神医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働省所掌の精神科医師、看護師、業務調整員で構成されるチーム。事務局は、公益社団法人日本精神科病院協会。</li> <li>● 医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント、既存の精神医療システムの支援、被災地での精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援を行う。</li> </ul>
JRAT 日本災害リハビリテーション支援協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者、新たな障害者への対応、生活不活発病等の予防を目的としたリハビリテーション支援を行う。</li> </ul>
JDA-DAT 日本栄養士会災害支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非被災地の都道府県栄養士会で構成されるチームが自ら、又は要請を受けて被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携して緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を行う。</li> </ul>
DWAT 災害派遣福祉チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー等で構成されるチーム。</li> <li>● 避難行動や避難所の立ち上げ、生活支援、慢性期以降には地域生活移行・定着や生活再建支援を行う。</li> </ul>

出所)

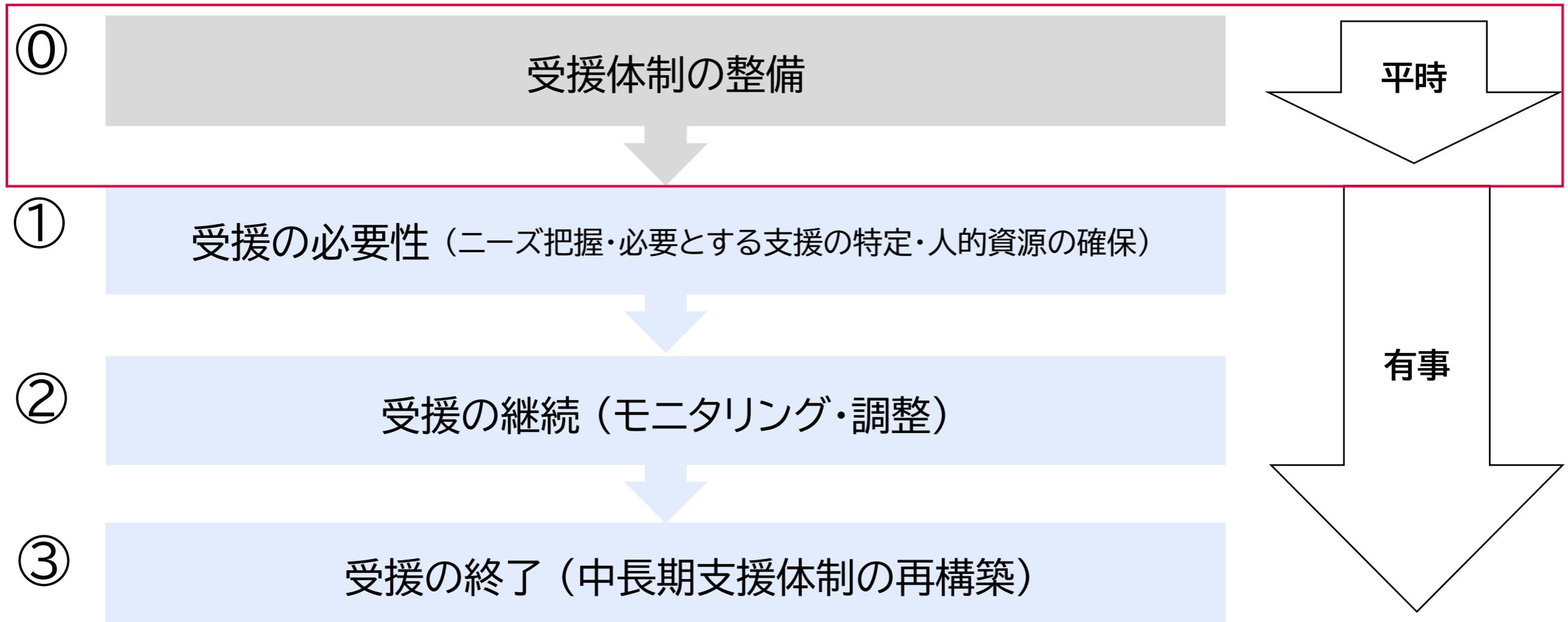
内閣府(防災)市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きをもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

厚生労働省 令和5年3月28日 災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正(DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用)についてをもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアル災害対応力向上のための自治体保健師による自立的ハイブリッド研修方法の開発 教材2 災害支援の基本 災害対応に関わる根拠法令・災害時保健医療体制(令和5年10月作成)をもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

厚生労働省 災害時の保健師等広域応援派遣調整要領をもとに作成(閲覧日:2024/12/05)

# 受援の流れ



# 受援体制の整備(平時の準備)(1/5)

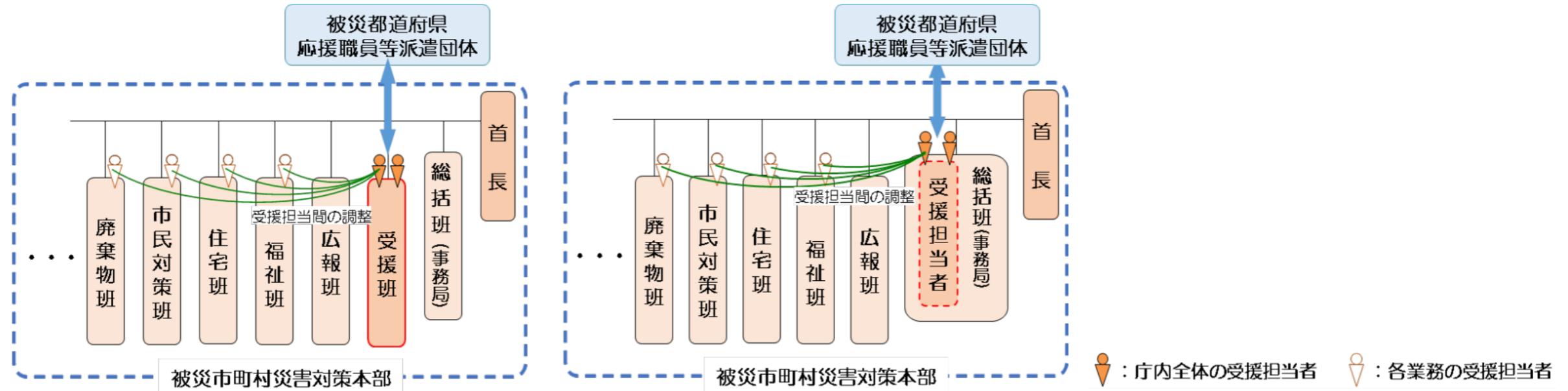
- 内閣府(防災)の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(以下、内閣府作成の手引き)では、受援担当者の選定について、以下のように述べている。

- 市町村の規模や組織の特性に応じて、災害時の受援に関する庁内全体のとりまとめや都道府県その他応援職員等派遣機関との調整を行う「庁内全体の受援担当者」を災害対策本部内に明確に位置づけ、全庁横断的な役割を果たせるようにする。
- 庁内全体の受援担当者は、災害時にその担当者の不在などで活動に支障が生じないように、2名以上(専任や兼務を問わない)を配置する。

図「庁内全体の受援担当者」及び「各業務の受援担当者」の位置づけ例

<規模の大きい市町村のパターン>

<規模の小さい市町村のパターン>



- 市町村の規模に応じて、災害対策本部に受援担当者を位置づけ、受援体制を整備することが必要

出所)内閣府(防災)市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きをもとに作成(閲覧日:2024/11/13)

## 受援体制の整備(平時の準備)(2/5)

- 内閣府作成の手引きでは、応援職員等の受入れ環境の確保について、以下の記載がある。

図 応援職員等の受入れ環境の確保内容の例

庁内全体の受援担当者	各業務の受援担当者
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害マネジメントを行う職員などの「執務スペース」</li> <li>● 文具、電話、インターネットの整備など</li> <li>● 感染症対策に必要な物資・資材</li> <li>● 宿泊場所のリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務ごとの応援職員等の「執務スペース」</li> <li>● 業務ごとに必要となる「資機材」</li> <li>● 感染症対策に必要な物資・資材</li> </ul>

- 庁内全体の受援担当者は、災害対策本部や近接場所に応援職員等の執務スペースを確保し、必要な文具や通信環境を整える。

## 受援体制の整備(平時の準備)(3/5)

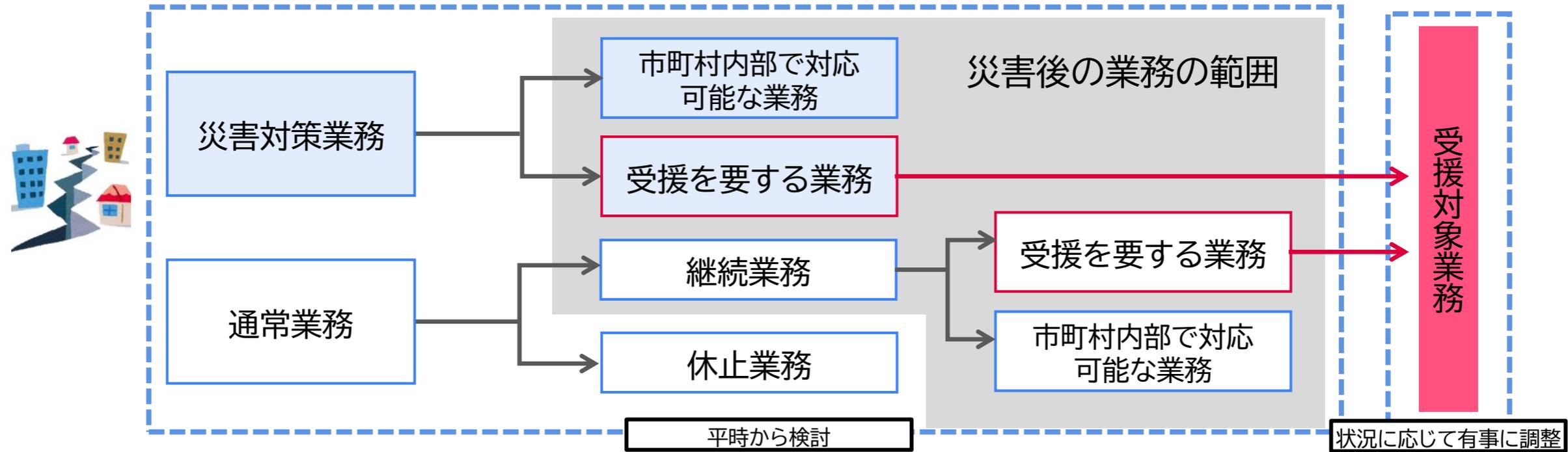
- 内閣府作成の手引きでは、受援対象業務の整理について、以下のように述べている。

- 災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらう受援対象業務をあらかじめ選定し、業務の具体的内容と応援職員等に担ってもらう範囲を整理する。
- 受援対象業務は、市町村で想定している災害の被害内容、規模や市町村の防災体制を踏まえ定める。
- また、新型コロナウイルス等感染症まん延時の発災も考慮し、遠隔地においても処理が可能となる業務内容等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討することが望ましい。

- 応援職員の受援業務を事前に選定し、内容を整理する。

# 受援体制の整備(平時の準備)(4/5)

● 受援対象業務の特定(フロー図)



- 受援の必要性を判断するためには、被災者の健康支援ニーズと迅速な人員投入が重要。
- 都道府県本庁、被災市町村、管轄保健所の役割を明確化し、受援活動を円滑に推進する。
- 応援派遣保健師と被災市町村、管轄保健所の連携協働方法を明確化し、効果的な支援を実現する。
- リエゾン保健師(市町村と保健所(都道府県)との連携役割を担うことを目的として、都道府県や保健所等より応援派遣される者)の配置や保健活動本部機能等に係る助言、市町村の対策本部との協議を通じて、健康支援部門の具体的な活動計画を策定する。

# 受援体制の整備(平時の準備)(5/5)

## ● 災害時の保健活動推進に資する各組織固有の役割遂行の確立

市町村	● 災害時の活動調整を担う統括者と補助者(副統括者)の設置、平時からの住民及び地元関係者との連携基盤の形成
都道府県本庁	● 保健所及び市町村との情報共有による、県外に及ぶ広域調整や県内の保健所、市町村、関係団体の調整役割の推進
保健所	● 公衆衛生の技術拠点、健康危機管理の拠点、被災市町村への支援、の各観点からの遂行役割と担当等の明確化

## ● 災害時の保健活動推進に資する組織間連携の確立

市町村一保健所	● 平時からの健康課題の共有、職員同士の名前と顔の分かる関係づくり
都道府県本庁一保健所	● 情報伝達や県内調整を含む応援人員授受の連携体制づくり

# 本講義のまとめ

---

- 受援とは、被災自治体において、応援派遣者を受け入れ、協働して、被災市町村及び保健所における公衆衛生活動を推進することである
- 実効性のある受援体制を確保するために、受援担当者の選定や、応援職員等の受け入れ環境の確保、受援対象業務の整理が必要である
- 受援においては、市町村、保健所、都道府県本庁で、災害時の保健活動において各役割があり、平時から役割分担や連携方法について検討しておくことが必要である